（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　［同上］

［略］	［略］	［略］
第二十条第一項	住居表示が変更されたとき、受給代表者を変更しようとするとき	住居表示が変更されたとき
	払渡金融機関	払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義
	住所及び年金証書	住所、基礎年金番号及び年金証書
	できるとき	できるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項	戸籍抄本	戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第一項	住居表示が変更されたとき、受給代表者を変更しようとするとき	住居表示が変更されたとき
	払渡金融機関	払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義
	住所及び年金証書	住所、基礎年金番号及び年金証書
第二十条第二項	戸籍抄本	戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類
［同上］	［同上］	［同上］